

3, 4 略

(職員¹の期末手当等の支給に関する規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員²の期末手当等の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

(第2条による改正前)	(第2条による改正後)
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、算定基礎額³に<u>100分の112.5</u>(管理職手当の支給を受ける職員⁴で細則で定めるもの及び指定職の職員(公立大学法人神戸市看護大学職員⁵の給与に関する規程(2019年4月規程第71号。以下「給与規程」という。)第3条第1項第4号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。)(以下これらを「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の92.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3, 4 略</p>	<p><u>100分</u></p> <p><u>の120</u></p> <p><u>100分の100</u></p>

(職員¹に対する期末手当等の支給に関する規程の特例に関する規程の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学職員²に対する期末手当等の支給に関する規程の特例に関する規程(2019年4月規程第75号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>理事長、副理事長及び常勤の理事並びに公立大学法人神戸市看護大学職員³の給与に関する規程(2019年4月規程第71号)第3条第1項第4号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員⁴に限り、</p>	

<p><u>2020年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する公立大学法人神戸市看護大学職員に対する期末手当等の支給に関する規程（2019年4月規程第74号）第3条第2項の規定の適用については、同項中「管理職手当の支給を受ける職員で細則で定めるもの及び指定職の職員（公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第3条第1項第4号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>」とあるのは「理事長及び副理事長にあつては<u>100分の89.6</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（この規程の失効）</p> <p>2 この規程は、<u>2021年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><u>2021年度</u></p> <p style="text-align: right;"><u>100分の107.5</u></p> <p style="text-align: right;"><u>100</u></p> <p><u>分の91.925</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2022年3月31日</u></p>
--	--

（職員に対する期末手当等の支給に関する規程の特例に関する規程の一部改正）

第4条 公立大学法人神戸市看護大学職員に対する期末手当等の支給する規程の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

（第4条による改正前）	（第4条による改正後）
<p>理事長，副理事長及び常勤の理事並びに公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（2019年4月規程第71号）第3条第1項第4号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に限り， 2021年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する公立大学法人神戸市看護大学職員に対する期末手当等の支給に関する規程（2019年4月規程第</p>	

<p>74号) 第3条第2項の規定の適用については、同項中「管理職手当の支給を受ける職員で細則で定めるもの及び指定職の職員（公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第3条第1項第4号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>とあるのは「理事長及び副理事長にあっては<u>100分の91.925</u>」とする。</p>	<p style="text-align: right;"><u>100分の92.5</u></p> <p><u>100分の77.975</u></p>
--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行し、第3条の規定は、2021年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定 2021年12月1日
- (2) 第2条の改正規定 2022年4月1日